

## 第16回(令和6年度)七ヶ浜町青少年海外研修事業募集要項

### 1 目的

七ヶ浜町は「七ヶ浜町グローバル人材育成プログラム」の一環として、国際交流を通じ町の将来を担う人材を育成するため、青少年が姉妹都市であるアメリカ合衆国マサチューセッツ州プリマス町を訪問し研修を行います。

異文化への理解を深めながら国際貢献を学習する機会とリーダー育成を図り、帰国後には、自らが得た貴重な経験を町民と共有するとともに、今後の姉妹都市関係の発展に寄与することを目的とします。

### 2 主催

七ヶ浜町

### 3 主管

七ヶ浜国際村 国際交流係

### 4 事業の内容

- (1) 七ヶ浜町の青少年が姉妹都市アメリカ合衆国マサチューセッツ州プリマス町への訪問研修及び事前研修、事後研修を行います。
- (2) 訪問期間は、令和6年7月下旬から8月中旬までの10日間とします。
- (3) 訪問先では、ホームステイや施設見学等を行い、姉妹都市の文化や生活様式を体験するとともに、姉妹都市の青少年やその家族との交流を通し、友好の絆を深めながら、異文化理解を深める活動をします。
- (4) 帰国後には、自らが得た経験や学んだ事を報告書としてレポートにまとめ、貴重な経験を町民と共有するとともに、今後の交流に役立てます。

### 5 研修等スケジュール(予定)

#### 【事前研修】

- ① 5月15日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ② 5月29日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ③ 6月05日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ④ 6月12日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ⑤ 7月03日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ⑥ 7月17日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室
- ⑦ 7月24日(水) 19:30~20:45 国際村セミナー室

#### 【保護者説明会】

5月下旬から6月上旬

#### 【本研修】

7月下旬から8月中旬 10日間(予定) アメリカ合衆国マサチューセッツ州プリマス町

## 【報告会】

9月中旬(予定)

## 【事後研修】

10月以降 数回

## 6 募集人数

10名以内(小学5年生から高校3年生まで)

## 7 個人負担

20万円(予定)

渡航費用については、受託事業者に対しての支払いとなります。一人あたりの渡航費用等は約80万円を見込んでおり、うち20万円を個人負担とし、約60万円は姉妹都市青少年海外研修費として町が補助します。

### 【渡航費用等約80万円に含まれる費用】

国内移動運賃、航空運賃、燃油サーチャージ料、航空税、航空使用料、渡航手続き費用(ESTA)、ボストン観光、ボストン市内宿泊料等 ※燃油・為替の変動により増減します。

### 【渡航費用に含まれない費用】

海外旅行保険代等の任意保険料や、渡航準備にかかる費用(パスポート取得費用、両替手数料)及び私的費用(お土産代、小遣い)等

## 8 参加条件

- (1) 令和6年度の時点で、セヶ浜町に居住している小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒であること  
※高校生の場合は、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程に限る。)に在籍する人
- (2) 事業の目的や内容をよく理解し、それを踏まえて行動しプリマス町の方々と積極的に交流を深めることができること
- (3) 健康状態が良好で、長期間の旅行ができること
- (4) セヶ浜町の代表としてふさわしい節度ある行動や、規律ある団体生活ができること
- (5) セヶ浜町とプリマス町の交流の歴史などを積極的に学ぶ意欲があること
- (6) 各学校及びセヶ浜町民にプリマス交流での学びや経験について積極的に伝えることができること
- (7) 帰国後速やかに町に報告書等を提出することができること
- (8) 本研修後も国際交流事業に協力することができること、また保護者の承認が得られ、令和7年度プリマス訪問団受け入れホストファミリーとして積極的に協力することができること
- (9) 原則、事前研修会(5月~7月の水曜日、19:30~約7回程度)、保護者説明会、壮行会、訪問後の報告会、事後研修会に参加することができること
- (10) 過去にセヶ浜町青少年海外研修事業に参加していないこと

## 9 提出書類

- (1) 参加申込書[様式 1]、健康調査票[様式 2]、誓約書[様式 3]
- (2) 町外の学校に在籍する場合は、学校の在学証明書または学生証、生徒手帳の写し
- (3) 作文（「海外研修に対する私の意気込み」をテーマに 800 字程度にまとめたもの）

※提出書類は、返却しません。また、個人情報、本事業に関する目的に限り使用します。

## 10 提出先及び問い合わせ先

〒985-0803 宮城県宮城郡七ヶ浜町花淵浜字大山 1-1

七ヶ浜国際村 国際交流係

電話 022-357-5931

FAX 022-357-5932

Email : kokusai@shichigahama.com

## 11 提出期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～4 月 21 日（日）【必着】

※受付時間は、9:00～21:00（火曜休館日）

## 12 選考方法

- (1) 書類審査

提出された申込書及び作文により審査を行います。

- (2) 面接審査

4 月 26 日（金）に面接試験を実施します。面接の会場及び開始時間の詳細については、後日通知いたします。なお、選考結果は 5 月上旬に通知予定です。

※ 持病がある場合には医師の診断書を提出いただく場合があります。（海外渡航に支障がないことを確認するため）

※ 決定後に参加者として不適当と認められた行為又は事実が確認された場合には、出発の前後を問わず、参加の資格を取り消すことがあります。

## 13 その他

- (1) プリマス町での宿泊は、全てホームステイとなります。
- (2) 参加決定後、指定する旅行事業者に「旅行参加申込書」を提出していただきます。
- (3) 参加決定後において、やむを得ず研修日程が変更になる場合があります。また、国際情勢、両国の出入国制限及び新型コロナウイルス感染症等の影響等により訪問の実施が困難となった場合は、オンラインによる交流、延期または事業を中止する場合があります。
- (4) 訪問中における町や訪問先関係機関の管理・監督の及ばない偶発的な事故、疾病等又は天災、不慮の事故等により生じる被災、疾病、傷害等について、町や訪問先関係機関は、その責任を負いません。
- (5) 訪問団内定後のキャンセル（辞退）は、航空運賃等のキャンセル料がかかる場合の経費は、自己負担とします。

- (6) 参加者の個人的な事情や急な用事等で、訪問事業を継続することができなくなった場合の帰国に要する一切の経費は、自己負担とします。
- (7) 今回の研修事業内で撮影した写真及び提出があった報告書等は、広報誌等町が発行する冊子やウェブサイト等へ掲載することがありますので、ご承知おきください。

#### 〈新型コロナウイルス感染症関連〉

- (1) 現地で陽性となった場合は、現地の保健所等の指示に従い、本訪問団に合流できない場合は帰国が遅れることがあります。この場合延泊にかかる宿泊料等がかかることとなりますので、海外旅行保険に加入されることをお勧めします。
- (2) 出発時において、新型コロナウイルス感染症の陽性者、その他の感染症及び体調不良時は、現地研修への参加を辞退していただく可能性があります。この場合、取消料等の一部または全額を負担していただくことがありますので、海外旅行保険のキャンセル費用保障特約等に加入することをお勧めします。

#### 附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。